

を敗訴に追いやった証拠の品々です。
駐車場代金については桜井不動産の久國勝治に対する業務上背任行為なの です。
地位も名声もあるこの私に対する名誉毀損，誣告，侮辱そのものです。
捜索時に被告側の陳述書が 出 来たましたが，その時点でも尚，同じ風評など のあること無いこと等，自己の抽象的判断のそれをさも事実であるかのよう にして告げて，それはまさに名誉毀損，侮辱罪に値するものです。
7 私のこれまで積み上げてきた名声や信用，実績を根底から壊されてしまっ たのです。
結果的に事実上破産状態まで追い込まれ，資力に乏しい私が敗訴に至った わけです。
あいつ等の勝ちです。
これまでも同じことを訴えてきましたが，警察はあいつ等を逮捕してくれ ずで，家屋明渡差し止めの申し立ても出来ないほど破産状態に追い込まれい たので，法的にどうしようもない状態に陥ったのです。
私 の私に出来ることと言えば
報復の直接行動を起こす
つまり
怨念，恨み辛み，復讐
がわき上がり，その相手 の の 手 を 上 げ て 復讐時にせよ う た
山根
だったのです。
山根を刺し殺すために自宅から包丁を持ち出しチャンスをつかかって居た

大阪府警察